

静医発第2419号
令和5年3月30日

郡市医師会長様

一般社団法人静岡県医師会
会長 紀平 幸一

国民生活センター「医師からの事故情報受付窓口」の周知について

さて、標記の件につきまして、独立行政法人国民生活センター商品テスト部長より標記通知が発出され、日本医師会常任理事より別添のとおり通知がありましたので、お知らせいたします。

つきましては、貴職におかれましても本件についてご了知いただき、貴会会員への周知について、ご高配賜りますようお願い申し上げます。

<各窓口のWEBサイト>

- ・国民生活センター「医師からの事故情報受付窓口」
https://www.kokusen.go.jp/jiko_uketuke/index.html
- ・日本医師会「健康食品安全情報システム」事業（情報提供入力フォームあり）
<http://www.med.or.jp/mshoku/>（会員限定メンバーズルーム内）
- ・日本医師会「健康食品」・サプリメントについて（国民向けページ）
<http://www.med.or.jp/people/knkshoku/>



日医発第 2327 号（地域）
令和 5 年 3 月 14 日

都道府県医師会
担当理事 殿

日本医師会常任理事
神村 裕子
(公印省略)

国民生活センター「医師からの事故情報受付窓口」の周知について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

国民生活センター「医師からの事故情報受付窓口」の周知につきましては、令和 3 年 12 月 22 日付文書（地 426）をもって貴会宛にお送り申し上げました。

今般、独立行政法人国民生活センター商品テスト部長より本会に対し、同窓口の周知について、改めて協力方依頼がありました。

同センターでは、商品やサービスによる消費者事故を防止するため、様々な機関から事故情報を収集しており、その一環として、医師が国民生活センターのホームページから直接情報提供できる窓口（愛称：ドクターメール箱）が設置されております。

（ https://www.kokusen.go.jp/jiko_uketuke/index.html ）

同窓口は、食品等の摂取や製品・施設・サービスの利用等によって消費者の生命または身体に生じた被害について、医師が事故に遭った患者を診察した結果も踏まえた情報を早期に把握することを目的としております。

本会としても開設時より、同窓口の周知のほか同窓口に寄せられた情報をもとにした国民・消費者への注意喚起媒体の作成等、これまで協力をしております。

また、本会では、いわゆる「健康食品」による健康被害について「健康食品安全情報システム」事業を立上げ、全国の会員医師に情報提供をお願いするとともに、国民向け・医師向けポスター等の製作・配布を行ってまいりました。

つきましては、いわゆる「健康食品」の健康被害については引き続き本会「健康食品安全情報システム」事業を情報提供窓口としつつも、それ以外の消費者事故情報受付窓口としてはドクターメール箱の活用をいただきたく、貴会管下会員等への周知につきまして、ご高配賜りますようお願いいたします。

<各ウェブページのアドレス>

- ・ 国民生活センター「医師からの事故情報受付窓口」
https://www.kokusen.go.jp/jiko_uketuke/index.html
- ・ 日本医師会「健康食品安全情報システム」事業（情報提供入力フォームあり）
<http://www.med.or.jp/mshoku/>（会員限定メンバーズルーム内）
- ・ 日本医師会「健康食品」・サプリメントについて（国民向けページ）
<http://www.med.or.jp/people/knkshoku/>

<参考：国民生活センター発表情報の例>

- ・ 「カットパンによる乳児の窒息事故が発生－小さくちぎって与え、
飲み込むまで目を離さないで－」
https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20211019_1.html
- ・ 「健康食品の摂取により薬物性肝障害を発症することがあります
－「医師からの事故情報受付窓口」から－」
https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20170803_1.html

4独国生商第187号

令和5年3月8日

公益社団法人日本医師会
常任理事 神村 裕子 殿

独立行政法人国民生活センター
商品テスト部長 菱田 和己
(公印省略)

「医師からの事故情報受付窓口」の周知について（お願い）

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。日頃より、国民生活センターの業務にご理解・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

当センターでは、消費者事故の情報を医師の方々から直接ご提供いただく「医師からの事故情報受付窓口」（別紙1をご参照ください。）をホームページ上に開設しております。

提供された情報は、消費者庁と共有し、消費者事故の再発・拡大防止のため、消費者への注意喚起や行政、事業者への働きかけ等の取組に活用させていただいております（活用事例につきましては別紙2をご参照ください）。

貴会におかれましては、昨年度も当該窓口の周知にご協力いただきましたが、より一層の周知を図るため、改めて、貴会及び各都道府県医師会の会報誌または会員ホームページ等でご紹介下さいますようお願い申し上げます。

引き続き、消費者事故の防止のため、ご協力を賜りたくお願い申し上げます。

<本件に関する問合せ先>

独立行政法人国民生活センター

商品テスト部企画管理課 小野寺、上之原、鈴木

TEL : 042-758-5625

独立行政法人国民生活センターでは 「医師からの事故情報受付窓口」 (愛称:「ドクターメール箱」) を開設しています!



この窓口は

- ・ **消費生活における**食品等の摂取、製品・施設・役務の利用等によって消費者の生命または身体に生じた被害に関する**事故情報を、医師の皆様から直接お寄せいただくものです。**
- ・ 消費者が事故に遭って医師が診察した結果も踏まえた情報を早期に把握することで、**事故の再発・拡大防止**に向けた検討・取組を行うことができます。
- ・ 投稿は、国民生活センターホームページから入力フォームに記入してください。

国民生活センターホームページのURL: <https://www.kokusen.go.jp>

入力フォームのURL: https://www.kokusen.go.jp/jiko_uketuke/index.html

(注) 交通事故、暴力、労災は収集対象ではありません。

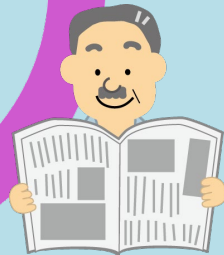
「医師からの事故情報受付窓口」に事故内容を記入・送信
※医師のお名前、診療施設名、電話番号等の記入が必要です。

医師

国民

患者

身の回りの商品
やサービスに
よってけがや病
気になった



国民生活センター

情報共有
(個人情報除く)

消費者庁

事故の再発防止・
拡大防止への取組

- 消費者への注意喚起
- 製品改善の働きかけ

トップページのここを
クリックしてください

【提供された情報の取り扱い等】

1. 事故の再発・拡大防止に向けた検討・取組に活用します。
2. 提供された情報については、国民生活センターから電話確認させていただいた上で、情報を活用させていただくことがあります。
3. 提供された情報は、厳格に管理し、国民生活センター内の本取組の関係者のみが閲覧します。なお、国民生活センターの所管官庁である消費者庁(消費者安全課)にも事故情報(投稿者の個人情報を除く)が提供されますが、情報提供者の承諾がない限り、第三者への提供(公表資料への引用、他の関係行政機関への提供等)は行いません。



独立行政法人
国民生活センター

商品テスト部企画管理課
医師からの事故情報受付窓口
電話番号 : 042-758-3165

情報の活用例

1. 2021年12月6日以降の活用例

- (1) 「乳幼児による水で膨らむボール状の樹脂製玩具の誤飲にご注意！」(2021年12月23日公表)

https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20211223_2.html

- (2) 「マグネットパズルの破損に注意ー内蔵された強力な磁石を誤飲した幼児の胃や腸に穴があく事故が発生ー」(2022年2月17日公表)

https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20220217_1.html

- (3) 「乳幼児による水で膨らむボール状の樹脂製玩具の誤飲にご注意！(続報)」(2022年3月24日公表)

https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20220324_1.html

- (4) 「『パーソナル筋力トレーニング』でのけがや体調不良に注意！」(2022年4月21日公表)

https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20220421_1.html

- (5) 「強力な磁力を持つネオジム磁石製のマグネットセットの誤飲事故が再発！」(2022年9月14日公表)

https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20220914_2.html

- (6) 「なくなる乳幼児による加熱式たばこの誤飲に注意」(2022年12月21日公表)

https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20221221_3.html

2. 健康食品等による健康被害に係る活用例

- (1) 「カットパンによる乳児の窒息事故が発生ー小さくちぎって与え、飲み込むまで目を離さないでー」(2021年10月19日公表)

https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20211019_1.html

- (2) 「健康食品の摂取により薬物性肝障害を発症することがありますー『医師からの事故情報受付窓口』からー」(2017年8月3日公表)

https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20170803_1.html